

ため池等整備事業（農業用河川工作物等応急対策）

1. 趣 旨

- (1) 昭和49年発生の多摩川災害や昭和51年の河川管理施設等構造令の公布等を契機として、構造が不適當又は前後一連の区域に比較して治水機能が劣っている農業用河川工作物に対する防災対策が要請されている。
- (2) また、大規模地震の発生が懸念される中、地震災害に対する災害対策がますます重要になっているが、既存の土地改良施設の中には、大規模地震に対して不安定な状態のものが多数あると想定される。
- (3) このため、ため池等整備事業（農業用河川工作物等応急対策）により、農業用河川工作物をはじめとした土地改良施設の整備や耐震補強等を積極的に推進し、洪水、高潮及び地震等による災害発生を未然に防止し、国土の保全と民生の安定に資することとする。

2. 事業内容

農業用河川工作物応急対策事業

構造が不適當又は不十分のため治水上欠陥がある農業用河川工作物（頭首工、水門、樋管及び橋梁等）の整備・補強又は撤去

農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されている農業用道路横断工作物（水管橋、水路橋及び農道橋等）の耐震補強整備

土地改良施設耐震対策事業

地震防災対策強化地域等に存在しかつ地震による被害が生じた場合に道路、公共施設、民家、農地等に被害を与えるおそれがある土地改良施設の耐震点検、耐震対策計画の策定及び耐震対策計画に基づく耐震補強整備

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

都道府県、市町村等

土地改良耐震対策は都道府県のみ

(2) 採択要件

農業用河川工作物：（大規模）1億円以上

（小規模）8百万円以上

農業用道路横断工作物：総事業費8百万円以上

土地改良施設耐震対策：総事業費8百万円以上

4. 補助率

農業用河川工作物：（大規模）55%、（小規模）50%（内地）

農業用道路横断工作物：50%

土地改良施設耐震対策：50%（内地）

5. 平成19年度概算決定額

5,849,000(4,524,000)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】